

2 議案第45号関係

おいらせ町消防団条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第18条第1項並びに第19条第2項、第23条第1項、第24条第1項及び第25条</u>の規定に基づき、<u>消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、報酬、費用弁償、分限、懲戒、服務</u>その他身分の取扱い、<u>公務災害補償及び退職報償金</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団の設置等)</p> <p>第2条 <u>当町</u>に消防団を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>(定員)</p> <p>第5条 団員の定数は、<u>360人</u>とする。</p> <p>(分限)</p> <p>第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第3号を除く同条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) <u>当町</u>外に転住し、かつ、転勤したとき。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第16条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</p> <p><u>2 公務災害補償の額及び支給方法については、青森県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年青森県市町村総合事務組合条例第2号）の定めるところによる。</u></p> <p>(退職報償金)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。<u>以下「法」という。</u>）の規定に基づき<u>本町の消防事務を処理するため消防団を設置し、その名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、費用弁償等、</u>その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団の設置等)</p> <p>第2条 <u>法第9条第3号の規定に基づき、本町</u>に消防団を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>(定員)</p> <p>第5条 団員の定数は、<u>400人</u>とする。</p> <p>(分限)</p> <p>第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第3号を除く同条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) <u>本町</u>外に転住し、かつ、転勤したとき。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第16条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</p> <p>(退職報償金)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 17 条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。</p> <p>2 退職報償金の額及び支給方法については、<u>青森県市町村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年青森県市町村総合事務組合条例第1号）</u>の定めるところによる。</p>	<p>第 17 条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。</p> <p>2 退職報償金の額及び支給方法については、<u>別に定める。</u></p>